

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

平成27年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成27年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海洋権益の保全について

目 標
我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化を踏まえ、領海及び排他的経済水域の監視警戒を厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。 【具体的な目標】 <ul style="list-style-type: none"><li>管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。</li></ul>
評 価
【評定及び所見】 <b>目標達成</b> 具体的な目標で目標が達成されているため、「目標達成」と評価する。  【具体的な目標についての所見】 <ul style="list-style-type: none"><li>尖閣諸島周辺海域における中国公船による徘徊、領海侵入に対応するため、巡視船等による警備体制の強化を行い、平成28年2月に大型巡視船「いぜん」、「あぐに」が新たに就役し、大型巡視船14隻相当による尖閣領海警備専従体制を確立した。</li></ul>

- ・ 尖閣諸島周辺海域において、中国公船に対して領海に侵入しないよう、巡視船により警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には退去要求や進路規制を行い、領海外へ退去させている。なお、平成 27 年度の中国公船による領海侵入件数は 34 件（前年度 34 件）であった。
- ・ 我が国周辺海域における外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見、対応できるよう巡視船艇、航空機による警戒監視を行った。平成 27 年度は我が国の同意を得ない調査活動が 31 件（前年度 13 件）確認されており、これらを確認した場合は関係省庁へ情報提供を行うとともに、無線を通じた中止要求等を実施した。

## 2. 海上における治安の確保について

目 標
<p>海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件とすること。</li> </ul>
評 価
<p>【評定及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>具体的な目標で目標が達成されているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テロ対策に関して、巡視船艇や航空機による原子力発電所、石油コンビナート等の臨海部重要施設の監視警戒、多くの人が集まる旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警備に取り組んだ結果、平成 27 年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害の発生件数は、前年度と同様 0 件であった。</li> </ul>

## 3. 海難の救助について

目 標
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要救助海難に対する救助率を 95%以上とすること。</li> <li>・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後 2</li> </ul>

時間以内での海上保安庁関知率を平成 27 年までに 85%以上とすること。
評 価
<p>【評価及び所見】</p> <p><b>相当程度進展あり</b></p> <p>具体的な目標のうち、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率については目標に届かなかったものの、主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は目標を達成するなど、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるため、「相当程度進展あり」と評価する。ただし、海上保安庁関知率については前年を下回っていることから、今後とも相当な努力が必要である。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海難発生に際して早期に救助勢力を投入して迅速な救助活動を行った結果、平成 27 年の要救助海難に対する救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は 97%（前年 95%）と目標を達成した。</li> <li>海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率については、緊急通報用電話番号「118 番」の周知・啓発活動や、通報と同時に位置情報を受信できる「緊急通報位置情報システム」の運用など関知率の向上に向けた取組みを進めているところであるが、平成 27 年の海上保安庁関知率は 77%（前年 80%）に留まり、目標の 85%に届かなかった。</li> </ul>

#### 4. 海上交通の安全確保について

目 標
<p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を 0 件とすること。</li> <li>我が国周辺で発生する海難隻数について、平成 27 年までに、平成 18 年～22 年の年平均実績（実績値 2,473 隻）に比べ約 1 割削減すること（目標値 2,220 隻以下）。</li> </ul>
評 価
<p>【評価及び所見】</p> <p><b>目標達成</b></p> <p>全ての具体的な目標で目標が達成されているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）において、海上交通センターによる 24 時間体制の的確な情報提供や管制など、船舶事故の未然防止に努めた</li> </ul>

結果、平成 27 年度のふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生件数は昨年度に引き続き 0 件となり、目標を達成した。

- ・また、我が国周辺で発生した海難隻数は平成 27 年 2,116 件（前年 2,138 件）であり、これについても目標を達成した。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
<p>大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。</li> <li>・将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図ること。</li> </ul>
評 価
<p><b>【評価及び所見】</b></p> <p><b>目標達成</b></p> <p>全ての具体的な目標で目標が達成されているため、「目標達成」と評価する。</p> <p><b>【具体的な目標についての所見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図るため、平成 27 年度に、災害対応能力を強化した巡視艇 3 隻の整備（機能強化）を行った。</li> <li>・海上災害や有害液体物質排出への対処等に関する職員への研修・訓練や、地方自治体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等を全国各地に設置するなどの取組みを行ったほか、東日本大震災の教訓を踏まえた迅速な対応勢力の投入や円滑な通信体制の確保等を念頭に置いた防災訓練等の関係機関と連携した合同防災訓練を平成 27 年度は 249 回実施した。</li> <li>・航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進し、平成 27 年度の自立型電源導入率は 86%（前年度 85.3%）となった。</li> </ul>

6. 海象の観測等について

目 標
<p>海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図 15 図すべてについて、平成 27 年度までに海図情報の更新を終えることとし、平成 27 年度は 2 図につ</li> </ul>

いて改版・補正により情報の更新を行うこと。

- 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成 27 年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域 1 箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山 1 箇所について、情報の空白区域を減少させること。

## 評 価

### 【評価及び所見】

#### 目標達成

全ての具体的な目標で目標が達成されているため、「目標達成」と評価する。

### 【具体的な目標についての所見】

- 平成 27 年度は、東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図 2 図（小名浜港、釜石港）の更新を実施し、これにより東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図 15 図全てについて情報の更新を完了した。関連して英語版海図 1 図（小名浜港）についても改版により情報を更新した。
- 平成 27 年度は、プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断層に係る調査を実施するとともに、「西之島」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し、情報の空白区域の減少を計画的に進めることができた。